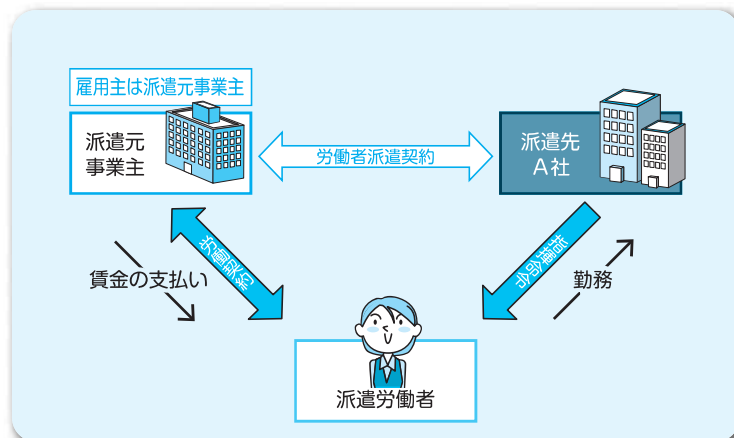




- 労働者と労働契約を結ぶのは、雇用主である派遣元事業主です。
- 賃金を支払うのは、派遣元事業主です。
- 仕事をする勤務先は、派遣先のA社です。
- 仕事上の指揮命令を行うのは、派遣先のA社です。

うけおい
● 請負

「請負」には、請負会社に雇用されて、仕事の発注元から請け負った業務を行う場合と、雇用関係（労働契約）はなくて自営業（事業主）として個人で仕事を請け負う場合の2パターンあります。

- 請負会社に雇用されて、仕事の発注元に出かける場合には、発注元から指揮命令を受けることはありません。（指揮命令は請負会社の管理者が行います。）
- 個人で仕事を請け負う場合には、同じく発注元から指揮命令は受けることはなく、納期までに自分の作業計画（裁量）で行えばよいことになります。
- 契約が「請負契約」として行われていても、時間拘束や指揮命令の実態によっては、「労働者派遣契約」に該当し、労働者派遣法の適用を受けることもあります。

「パートタイム・有期雇用労働法」に関するお問い合わせ先は

島根労働局雇用環境・均等室（☎0852-31-1161）

「労働者派遣」に関するお問い合わせ先は

島根労働局職業安定課（☎0852-20-7017）

注目!

同一労働同一賃金に向けて

令和2年4月1日から、同一企業で働く通常の労働者と非正規雇用労働者(パートタイム・有期雇用労働者、派遣労働者)との間の不合理な待遇の差をなくし、同一労働同一賃金の実現に向けて、関係法令等が改正され、パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働指針として施行されています。改正点は次のとおりです。

1. 不合理な待遇差の禁止

通常の労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

事業主は、非正規雇用労働者から、待遇に関して説明を求められた場合、「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて、説明することが義務付けられました。

3. 裁判外紛争解決手続行政（行政ADR※）等の規定の整備

行政が行う指導等及びADRの対象範囲や対象となる事項が拡大されました。

※行政ADR：会社（使用者）と労働者の間の紛争を裁判せず解決する手続き

働き方が変わるテレワーク

テレワーク = tele（離れた場所）とwork（働く）を組み合わせた造語

パソコンやスマートフォンなどのICT（情報通信技術）を使って、職場から離れた場所（自宅、移動中など）であっても職場にいるのと同じように仕事をする働き方。



メリット

- ・通勤時間短縮
- ・自分の時間がより多く持てる
- ・居住地に関係なく仕事ができる



デメリット

- ・自分で時間の管理をしなければならない
- ・情報漏洩の危険性
- ・コミュニケーション不足になりやすい